

## 事務所調査に関するQ &amp; A一覧

質問項目	質問内容	回答	回答日時
事務所調査 6.	総合建設業の設計部門で、東京、大阪、名古屋の3つの支店の設計部門で建築士事務所登録している場合、各支店に所属する人数を総職員数とするのでしょうか。それとも、企業全体の総職員数とするのでしょうか。 設計・工事監理等部門の職員数は、支店毎の設計部門の職員数+開設者とするのでしょうか。	総職員数は支店ごとではなく、開設者及び役員も含めた企業全体の総職員数を回答して下さい。また、設計・工事監理等部門の職員数は、企業全体の総職員数のうち、設計・工事監理等部門に所属している全ての職員数（開設者、役員を含む）をご回答下さい。	
	建築士事務所登録ごとに職員数を記載する場合、職員を重複させて登録している時はどの様に記載をすればよろしいのでしょうか。		
	総職員数には、代表取締役、取締役、監査役等の役員を含めてよいのですか。	今回の調査では、役員も総職員数に含めてご回答下さい。	
	総職員数には、派遣社員、アルバイト等は含まないとありますが、期間限定の契約社員は含めてよいのですか。	契約社員も含めて下さい。	
	専門の建築士事務所の場合、「設計・工事監理等部門の総職員数」には、営業担当部署職員、総務担当部署職員を含めるのですか。	当該職員が設計・工事監理等業務に従事していれば、含めて下さい。	
	「設計・工事監理等部門の総職員数」には、都市計画部門、PMCM部門、ファシリティ-M部門は含めるのですか。 建設業者の兼業・建築士事務所の場合、設計・工事監理等部門の総職員数には、営業担当部署職員、総務担当部署職員を含めるのですか。設計本部等の設計・工事監理業務を直接担当する部署職員に限るのですか。		
事務所調査 7.	直接人件費について、事業主に対する給与も含まれると思いますが、個人事業の場合は経理上明確な事業主給与がありません。事業主の給与を直接人件費に含めて宜しいのでしょうか。	個人事業主の場合など、直接人件費の仕分けができない場合、本設問は空欄として下さい。	
	代表取締役ほか複数の常勤取締役が設計・工事監理の実務に従事している場合、これら役員給与を直接人件費に算入してよいのですか。	『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料1-1～1-4）』の「業務報酬を構成する経費」に定めるように、役員報酬は技術料等経費に含まれます。直接人件費に算入しないようにして下さい。	
	設計・工事監理等業務の一部を再委託する場合の外注費を直接人件費に算入する場合、該当する外注費全額を直接人件費に算入してよいのですか。当該外注費のうち直接人件費相当分だけ抜き出して算入するのですか。	設計・工事監理等業務の一部を再委託する場合の外注費相当分は、直接人件費の額、直接経費及び間接経費の合計額には含めないでください。	
	特別経費として請求できていない業務の遠距離出張旅費も特別経費にするのですか、そういう場合の遠距離出張旅費は、間接経費に算入してよいのですか。	遠距離出張旅費は特別経費となります。処理上の経費の分類では無く、『「設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査」に関する実施要領（資料1-1～1-4）』の「業務報酬を構成する経費」に定める費目に整理して、回答して下さい。	
	建設業者の兼業・建築士事務所の場合、建築士事務所の経費と他部門の経費に区分できない直接経費、間接経費は、売上高按分（又は職員数按分）で算出してよいのですか。	設計・工事監理等業務の経費と他部門の経費に区分できない経費については、按分して、ご回答下さい。	
	設計部門単独で、人件費、経費を明確に集計していない場合、どの様に記載すれば宜しいのでしょうか。 間接経費における、賃借料、水道光熱費等を部門経費としていない場合部門経費として計上しているもののみ集計すれば良いのでしょうか。		

質問項目	質問内容	回答	回答日時
	<p>本社と支社事務所にアンケートが届いておりますが、事務所調査 1～6までは事業所ごとに回答できますが、会計処理が会社一括となっておりますので、7については会社全体の経費でよろしいでしょうか。</p>	<p>本社と支社事務所で、事務所調査 6、7の回答は本社、支社等を含む会社全体について回答して下さい。</p>	
	<p>「設計・監理料収入に占める」とあります。問われているのは人件費・経費などの支出のことだと理解していますが、収入に占めるという表現がここだけに出てくるのでよくわかりません。「収入の得られた設計・工事監理業務の直接人件費等の支出金額を回答してください」ということでしょうか。収入の得られない営業段階の企画・基本計画業務や技術開発等の業務の費用は当然含まれず、諸事情により収入の得られなかった設計・工事監理等業務も含まれないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本調査の対象は設計・工事監理等業務に占める直接人件費、直接経費及び間接経費の合計です。営業段階の企画・基本計画業務や技術開発等の業務、諸事情により収入の得られなかった設計・工事監理等の業務は含まれません。</p>	
	<p>P12「設計・工事監理等業務の一部を再委託する場合の外注費相当分を含めないでください」という記載について、前回のQ&amp;Aでは、「標準業務に係る外注費に関しては、『設計業務及び工事監理等業務に係る実態調査』に関する実施要領（資料1）の「P.13 業務量の考え方④」を参考にして頂き、直接人件費に算入して頂きますようお願い致します。」という回答でしたが、今回は直接人件費に含めないということでしょうか。</p>	<p>今回の調査においては、設計・工事監理等業務の一部を再委託する場合の外注費相当分を含めないこととしております。</p>	